

個人番号カード利用条例 可決

コンビニ等ででの証明書取得にも対応

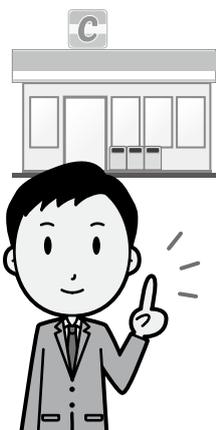
平成28年1月から「個人番号カード」(マイナンバーカード)の交付が始まりました。顔写真付きのICカードです。

個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるよう制定します。また、e-Taxなど行政手続きのオンライン申請などにも利用できるようになります。

問 個人番号カードに被保険者証を付加する等、さまざまなサービスを追加する計画はあるか。
答 住民ニーズがあれば、セキュリティを確認したうえで前向きに検討したい。

個人番号カードに印鑑登録証として機能を付け利用することができるようになります。印鑑登録証の機能を付けた場合、印鑑登録証を返納する必要があります。

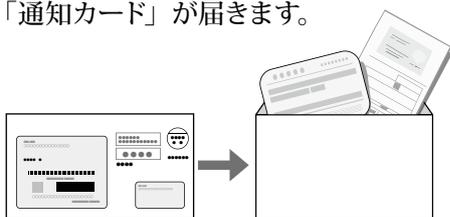
問 個人番号カードを印鑑登録証として利用しない場合は、引き続きこれまでの印鑑登録証を使うことはできるか。
答 印鑑登録証や住民基本台帳カード(印鑑登録証機能付き)は引き続き利用できる。



個人番号カード申請 (手数料は無料)

ステップ①

住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が届きます。



ステップ②

郵送やスマートフォン等で顔写真を添付し申請します。



ステップ③

自宅に届く交付通知書と身分証明書(免許証等)を持参し記載された期限までに役場におこしください。



ステップ④

暗証番号を設定し、個人番号カード(マイナンバーカード)を発行します。



自動交付機でも住民基本台帳カードと同様に利用可能
 自動交付機での証明書交付に個人番号カードを活用します。印鑑登録証との一体化も進めます。住民基本台帳カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。